

# 千葉市では、新婚・子育て世帯の市内転入を応援します！

## ①結婚新生活支援事業

結婚を機に千葉市へ転入される  
若い世帯を応援します！

新婚世帯に対し、婚姻に伴う  
住居費及び引越費用の一部を  
助成します。



## ②三世代同居・近居支援事業

市内に居住する親世帯と  
これから同居・近居を行う  
子育て世帯を応援します！

三世代家族の同居などに  
必要な費用の一部を助成します。



### 主な要件

- ② 婚姻時に夫婦双方の年齢が **34 歳以下**
  - ② 令和元年（2019 年）分の夫婦の合計所得が **340 万円未満**
  - ③ 令和 2 年 1 月 1 日から令和 3 年 2 月 26 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
  - ④ 夫婦の双方又はいずれかが、婚姻を機に千葉市外から千葉市内へ転入し、市内に今後 2 年以上居住する方
  - ⑤ 入居対象となる住宅が、新耐震基準に適合し、専有面積 30 m<sup>2</sup>以上
- ※このほかにも要件がありますので、必ず事前に住宅政策課までお問い合わせ下さい。

### 助成内容

令和 2 年 1 月 1 日～令和 3 年 2 月 26 日までに支払った、住居費と引越費用の合計額で、  
1 世帯あたり 30 万円を上限とします。

○住居費：住宅の購入費用、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

○引越費用：引越業者又は運送業者へ支払った費用

### 申請期間

令和 2 年 6 月 1 日（月）  
～令和 3 年 2 月 26 日（金）

※ただし、予算額（予定件数 30 件）に達した時点で申請の受付を終了します。  
※三世代同居等支援事業との重複申請はできません。

<申請先・問い合わせ先>  
都市局建築部 住宅政策課  
電話 043-245-5809  
メール jutakuseisaku.URC@city.chiba.lg.jp

### 主な要件

- ① 離れて暮らしている「親と子と孫」を基本とする三世代の家族が、これから市内で同居または近居（直線で 1km 以内）する
- ※すでに同居または近隣に居住している場合は、対象となりません
- ② 親が **65 歳以上**で 1 年以上千葉市に居住している方
  - ③ 孫は **18 歳**に達する日以後の最初の 3 月 31 日を迎えていない など
- ※このほかにも要件がありますので、必ず事前に高齢福祉課までお問い合わせ下さい。

### 助成内容

ア.持家の場合：住宅の新築・改築・増築・購入に要する費用  
イ.借家の場合：賃貸借契約に要する費用（礼金、仲介手数料）  
ウ.上記共通：転居に係る引越費用

「アまたはイ」とウの合計額の 2 分の 1 と助成限度額 50 万円を比較して低い額を助成します。

※ただし、アについて市内業者と契約して施工等を行った場合は、助成限度額が 100 万円となります。

ア・イの助成を受けた方で、市外から子世帯が転入した場合は 2・3 年目の助成として、固定資産税・都市計画税または年間の家賃相当額を 15 万円を上限に助成します。

### 申込期限

住宅の新築・改築・増築に要する費用⇒建築工事の着手前まで  
住宅の購入・賃貸借契約に要する費用⇒契約締結の前まで  
転居に要する引越費用⇒転居の前まで

助成を受けるには、申込期限までに申出書の提出が必要です。高齢福祉課まで必ず事前にお問い合わせください。

<申請先・問い合わせ先>  
保健福祉局高齢障害部 高齢福祉課  
電話 043-245-5166  
メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

千葉市結婚新生活

検索

千葉市三世代同居

検索